

災害等情報（詳細）

鉱 種：金・銀	鉱山の所在地：鹿児島県					
災害等の種類： 坑内・発破又は火薬類のため	発生日時： 令和3年1月26日（火） 15時00分頃 （紛失したと推定される日時）	罹災者数	死	重	軽	計
						—
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数：該当なし						
罹災程度：該当なし						
<p>【概要】</p> <p>1月28日9時40分頃、重機整備員が、坑内にて駐車中の足場車の油漏れの修理作業を行っていたところ、車体左側面後方の足場下の車体フレーム上に、含水爆薬1本（増ダイ、100g）が落ちているのを発見した。</p> <p>鉱山への聞き取りから、当該火薬が発見された足場車は、1月26日の15時00分頃に、請負会社が担当する掘進切羽の発破作業にて使用されたものであり、火薬はその発破にて消費されるはずのものであったと推定される。</p>						
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 切羽での装薬時に爆薬1本が足場から落下し、引立にあたり足場車フレーム上に載った。 ○ 装薬中に爆薬1本が落下したことに気付かなかった。 ○ 装薬終了後の足場車下部隙間の確認がなされていなかった。 						
<p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 含水爆薬は、装薬現場にて落下しないよう梱包用の段ボール又は縁の高い箱などに入れておく。 ○ 紛失を防ぐため、管理者が指名する発破作業監督者が装薬作業を直接点検し、責任をもつ仕組みとする。また、発破作業監督者の点検項目を発破作業手順書に明記する。 ○ 発破作業監督者が点検項目の確認を完了するまで発破は打てないこととする。 						
<p>【参考情報等】</p> <p>○火薬類の紛失が発生した場合は、産業保安監督部（沖縄県の鉱山の場合は那覇産業保安監督事務所）へ連絡するとともに、鉱山が所在する管轄の警察署に連絡して下さい。（犯罪性有無の確認のため。）</p> <p>○鉱山保安法令及び火薬類取締法令における参考規定は以下のとおり。</p> <p><鉱山保安法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の取扱い（鉱山保安法第5条・鉱山保安法施行規則第13条） ・火薬類の紛失の報告（鉱山保安法第41条・鉱山保安法施行規則第46条第1項第5号） ・鉱業権者が講ずべき措置事例 第11章 火薬類の取扱い（第13条関係） <p><火薬類取締法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故届等 第46条 ・適用除外 第51条第6項 						
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>九州産業保安監督部 鉱山保安課 杉本、菊田 電話番号：092-482-5931</p>						



対策前
段ボールから出した爆薬の状態
(ビニール袋に入った状態)



対策後
同左
(縁の高い箱に入れる)